

第19回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 19 回和光市農業委員会総会日程

平成28年1月25日（月曜日）午後2時00分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 7番 齋藤定男委員 9番 萩原正弘委員

日程第4 提出議案 議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願の承認について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 協議事項 ①2月の農業委員会総会の日程について

②その他

日程第6 諸報告 ①会長専決

②その他

日程第7 閉 会 午後2時30分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（なし）

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、第19回和光市農業委員会総会を始めさせていただきます。

会長、どうぞよろしく願いいたします。

○柴崎会長 こんにちは。また、改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞ農業委員会にご協力のほどよろしく願いいたします。

年が変わりまして、このところ、新聞によりますと、都市農業振興基本法で、市街化区域内の農地も、宅地化するというよりもそのまま残すというような方向で向かっているということが載っております。市街化区域内の宅地化の農地に関しましても、固定資産税などが多少優遇されるようなことが新聞に載っておりますので、ご報告いたします。そのようなことで、これから農業委員会も、いろいろまた皆さんにご負担をかけるようになるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

また、今年、次期農業委員の改選で、条例の改正などの手続きもございますので、また皆様のご協力のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

また我々の任期も残り1年半でございますが、皆様のご協力によりましてスムーズな農業委員会総会を進行していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 議事録署名人ですが、7番、齋藤定男委員と9番、萩原正弘委員にお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願の承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願についてを上程いた

します。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地について、Aさんが存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものでございます。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

今回は、Aさん、90歳でしたが、この方が亡くなられたことに伴い、同居されていた長男のBさんからの申請となります。Aさんは、亡くなる前の一、二年間は、通院及び入院のため農作業はできませんでしたが、以前は年間250日の農業従事を行っておりました。農地の現在の状況につきましては、1月22日に田中委員と、ご同行願いまして確認をしてみましたが、問題となるような圃場ではなかったように見受けられました。

以上を踏まえての申請でございます。

土地の管理状況につきまして、今、写真をお返ししますので、ご覧ください。

(写真回覧)

○事務局(青木) これまでの農業従事状況も踏まえまして、Aさんが主たる従事者等であるかどうかについてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○柴崎議長 それではまず、現地調査をされた田中委員に報告をお願いしたいと思います。

○田中委員 先般、事務局の青木氏とともに現地を調査いたしました。Aさん自体は、健全なる農家経営をされておられましたし、この農地につきましても、除草をかけて、健全に農地として経営をされているというのが現状でございます。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問を受けたいと思います。

質問、ご意見等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 採決に移ります。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

今回の利用権設定は更新になりまして、CさんとDさんは、現在、平成23年3月1日から平成28年2月29日までの5年間の利用権設定を行っております。2月29日をもって期間が満了するため、今回は、期限満了日の翌日である平成28年3月1日を開始日として新たに5年間の利用権設定を行うことについてご審議いただくものでございます。

それでは、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

農地を耕作の事業に供することを目的として貸借する場合には、農地法第3条の規定により農業委員会の許可を得る必要がございます。しかし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的として、平成5年に農業経営基盤強化促進法が制定され、この法令に基づいて和光市においても農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が策定されました。この基本構想に従って実施される農業経営の基盤強化促進事業の一環として利用権設定等促進事業を策定し、この事業により利用権の設定を行う場合には、農地法第3条の許可を受けずに農地の貸借を行うことが可能となりました。

利用権設定等促進事業によって利用権を設定する場合は、農地法第3条の許可を受けて権利設定を行う場合と異なりまして、50アールの下限面積要件がないなど権利設定の要件が緩和されているほか、定めた期限が到来すれば自動的に貸借が終了し、農地が確実に貸手に返還されます。貸手にとっては、農地が返還されない、離作料の支払いを求められることがな

いため安心して貸すことができる上、借手にとっても、貸借期間が明確になることで安定的な営農計画を立てることができ、市が仲介する形となって契約条件の履行が担保されることから、簡単な手続で安心して貸借を行うことができるものとなっております。

具体的な手続としましては、農地の借手、貸手の申出により、市が、農地の利用に関する双方の調整結果に基づいて、貸借の内容を先ほどの農用地利用計画書にまとめます。その後、市が農業委員会に対して利用集積計画の内容について諮問し、農業委員会の審議結果決定を得た場合には、市が利用計画を公告し、農用地利用集積計画の定めるところに従って権利の設定の効力が生じることになります。

それでは、利用権設定を受ける際の要件についてですが、要件については、前提として、計画の内容が市の基本構想に適合することが条件となっております。まず1点目が、耕作の事業に供すべき農地の全てについて耕作を行うと認められること。2点目が、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められること。3点目、利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作を行うことができると認められること。4点目は、利用権設定する者が、農業によって自立しようという意欲と能力を有すると認められること。5点目は、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいることの5点となります。

今回の案件に関しましては、権利の設定を受けるCさんは、現在年齢が51歳で、年間農業従事日数は350日、労働力保有該当の状況から、今申しあげました5点の要件を満たしております。

所有している農地及び現在利用権の設定を受けている農地の利用状況につきましては、1月22日に、地元の農業委員である田中委員にご同行いただきまして、現地を確認しております。

ただいま写真をお返ししますので、ご確認いただければと思います。

補足の説明は以上となります。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

田中委員が現地調査をしておりますので、こちらの件につきましても田中委員から報告をいただきたいと思います。

○田中委員 事務局からお話がありましたように、先般、事務局の青木氏とともに経営状態を見てまいりました。C氏は非常に健全に農地を運営されているということを申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

一生懸命やっている世帯ですので問題ないと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①2月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項1番、2月の農業委員会総会の日程について、事務局よりお願いいたします。

○事務局(高橋) それでは、協議事項1の2月の農業委員会総会の日程についてですが、1日限定となりまして申し訳ございませんが、2月25日木曜日を提案させていただきます。開始時刻は午前9時半から、もしくは午後2時からとなります。また、議会等の関係で第2委員会室及び庁議室が使用できませんので、2月の会場につきましては4階の研修室を予定しております。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 事務局案ですと、2月25日、1日だけだそうなんです、申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

そして時間は、午前と午後どちらでもいいということなんです、どちらがよろしいでしょうか。

(「午前」の声あり)

○柴崎議長 午前という声がありました。午前でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 9時半からお願いいたします。

2月21日が議会の開会で、それからいろいろスケジュールが詰まっていますので、25日し

かないということなので、お願いいたします。

②その他

○柴崎議長 2番、その他。

○事務局（高橋） その他はございません。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、1番、会長専決。

○事務局（高橋） 続きまして、諸報告1の会長専決についてですが、今月の会長専決は、4条の届出が1件、5条の届出が17件となっております。今、写真をお返ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

（写真回覧）

○柴崎議長 ただいま写真が回り終わりましたが、会長専決についてご質問等あったらお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 区画整理の案件なんですが、持分設定がこう縦に長くなっているんですが、もしこれが一括で利用できなくなったら賃貸人は困ると思うんですがね。

○柴崎議長 これは賃貸借になっています。所有権の移転ではなく、賃貸借だから問題ないでしょうか。

事務局、説明をお願いします。

○事務局（高橋） 今回、共同賃貸借という形になっているんですけども、こちらは賃貸人の方が合計で14名ほどいらっしゃいますが、全て届出に権利の存続期間で49年11カ月ということで記載してありまして、約50年ですね、全ての方とそのような権利設定を行われていきますので、一部だけ使えなくなるということは恐らくないかなというふうに想定されます。

以上です。

○柴崎議長 はい、わかりました。

他に質問ある方。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、会長専決については以上といたします。

②その他

○柴崎議長 続きまして、その他、事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 諸報告2のその他ですが、まず1点目としまして、平成27年度和光市農業委員会県外視察研修についてです。

先月の総会で2月16日を研修日と決めさせていただきましたが、視察先の町田市農業委員会が、その日に農業委員会の改選日に当たるということで、日にちをずらしてほしいと連絡がありまして、急遽、会長と相談させていただいた上で、17日とさせていただきました。

先日、議案書をお配りした際にこちらの通知文も同封させていただきましたが、委員の皆様の中には、既に17日に予定を入れてしまわれた方もいらっしゃるかと思います。事務局からのご連絡が遅れてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

なお、当日は8時30分頃の出発を予定しております。

吉田委員、富澤委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますが、その他ご欠席の方がいらっしゃいましたらご連絡をいただけたらと思います。

以上です。

○柴崎議長 県外視察研修ですが、16日から17日にやむを得ず変更ということで、申し訳なかったんですが、よろしく願いいたします。

そして、17日、都合が悪い方、他にいらっしゃいますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 都合が悪いです。

○柴崎議長 齋藤委員が、ご欠席ということですか。

それでは、出席される委員の皆様、よろしく願いいたします。

事務局、次お願いします。

○事務局（高橋） その他の2点目としまして、平成27年度朝霞地区農業委員会連絡協議会委員研修についてです。

こちらは、2月3日水曜日午後3時に市役所を出発予定となっておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

吉田委員、齋藤委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますが、その他ご欠席の方がいらっしゃるかもしれません。ご連絡いただけたらと思います。

以上です。

○柴崎議長 2月3日の朝霞地区農業委員会連絡協議会の研修ということで、多分2月3日は皆さん忙しいと思うんですが、よろしく願いいたします。

(「3時にここを出るの」の声あり)

○事務局(高橋) そうですね。3時出発予定です。

○柴崎議長 これ、案内はなかったのでしょうか。

○事務局(高橋) 先月お配りしていたかと思うんですが、3時半から朝霞で研修が始まりますので、30分前にこちらを出発というような形で。

○柴崎議長 3時に市役所の駐車場に集合ということですね。

○事務局(高橋) そうですね。3時に出発したいと思います。

○柴崎議長 集合、出発で。

○事務局(高橋) はい。

○柴崎議長 では、2月3日の朝霞地区農業委員会連絡協議会の研修会について、よろしく願いいたします。

その他。

○事務局(高橋) その他の最後、3点目としまして、先月の総会の議案において、市街化調整区域内における専用住宅の開発許可がされる旨の根拠について、分かりづらかった点があるかと思うので、書面にてまとめさせていただきました。

なお、所管課である建築課の担当者より、既に分家住宅として開発許可がおりていたため、今回許可がおりたというわけではなく、諸般の事情を総合的に判断して、書面にお示しした法令の根拠条文をもって今回開発の許可がおりたということですので、ご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○柴崎議長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員 はい、この資料で問題ないです。

○柴崎議長 事務局、以上ですか。

○事務局(高橋) はい、以上です。

○柴崎議長 では、委員の皆さんから何かございましたらお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

◎閉会

○柴崎議長 他にないようなので、閉めたいと思います。

本日も慎重審議ありがとうございました。

これで第19回和光市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年4月7日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 齋藤 定男

署名委員 萩原 正弘